

平成 29 年第 11 回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 平成 29 年 11 月 1 日（水曜日） 10 時 00 分～ 15 時 47 分

場 所： 佐伯市役所 6 階 第 2 委員会室

出席農業委員： 1 番 山田 定男 2 番 小野 美智子 4 番 簀戸 猪文 6 番 黒岩 真由美
7 番 茅田 寿志 9 番 高島 千恵美 10 番 御手洗 大悟 11 番 小野 隆壽
12 番 吉良 勝彦 13 番 工藤 雄一 14 番 谷川 享宏 15 番 塩月 吉伸
16 番 河野 周一 17 番 三又 勝弘

出席農地利用最適化推進委員：佐伯 2 区 清田 馨 佐伯 3 区 安藤 博 佐伯 5 区 清水 秀人
佐伯 8 区 小川 忠重 佐伯 9 区 林 寛 佐伯 11 区 後藤 彰 弥生 1 区 大石 太士
宇目 2 区 矢野 弥平 直川 1 区 曾根田 正弘 蒲江 2 区 津田 幸喜 蒲江 3 区 松尾 孫重

欠席農業委員：3 番 市川 一清 5 番 狩生 哲廣 8 番 田嶋 義生

事務局：事務局長 天野 仁 局長補佐兼総括主幹 金田 誠 副主幹 染矢 公博
副主幹 田中 眞二 事務員 井上 真吾

農 林 課：総括主幹 下川 秀文 事務員 児玉 真輝

議事日程

- 第 1 欠席委員の報告
- 第 2 議事録署名委員の指名
- 第 3 農地案件の件数ならびに面積総括表について
- 第 4 議案第 32 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 33 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 34 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

- その他 ①農用地利用集積計画（案）について（農林課）
②農用地利用配分計画（案）の意見聴取について（農林課）
③非農地証明願について

報告及び連絡事項

- ①「議会との意見交換会」の開催について
- ②忘年会について
- ③平成 30 年度佐伯市農政施策に関する要望・提言書の市長への提出について
- ④農地利用意向調査の説明会について

事務局長：皆さんおはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成29年第11回佐伯市農業委員会を開催いたします。本日の欠席委員は、3番市川委員、5番狩生委員、8番田嶋委員。農業委員17名中、本日の会議の出席者は14名です。よって農業委員会規則第6条により会議が成立したことを報告いたします。また、先月の大分県知事許可案件につきましては、4条4件、5条4件につきましては、10月20日付けで許可となっておりますので報告いたします。それでは会長挨拶をお願いします。

会 長：（あいさつ）

事務局長：それでは農業委員会会議規則第4条により会長が議長になりますので、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長：それでは議事に入る前に、本日の議事録署名人を指名いたします。本日の議事録署名人、御手洗委員と小野委員をお願いしたいと思います。御二方よろしいでしょうか。続きまして事務局からの議案の説明をお願いいたします。

事務局長：それでは、会長がおっしゃいましたように5条の6が取り下げになっておりますので、議案書の訂正が少しありますので、議案書の7ページをお開きください。5条の6が取り下げになっておりますので、小計面積が727㎡、下から2番目です。合計面積が1,205㎡になっております。それでは2ページにお戻りください。件数及び面積をお知らせします。農地法第3条、6件、面積田1,273㎡、面積畑2,206㎡、面積計3,479㎡。次に農地法第4条、5件、面積田2,296㎡、畑2,420㎡、面積計4,716㎡。次に農地法第5条、件数5件、面積田0、面積畑1,205㎡、面積計1,205㎡。合計、件数16件、面積田3,569㎡、畑5,831㎡、面積合計9,400㎡。以上提案いたします。

議 長：それでは第32号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは事務局説明をお願いいたします。

事 務 局：お手元に配っております、管内図、ゼンリン等で場所は御確認をお願いいたします。3条の1ですが、今回の申請は無償譲渡による所有権の移転となっております。申請農地は、譲受人の自宅隣の敷地内で農業振興地域内の農地です。譲受人は世帯の所有農地で、米、野菜類等を耕作しております。耕作農機具につきましても、耕作に十分な農機具を保有しております。取得後は、スライドを見ていただければわかると思いますが、ハウスみたいな形で野菜を作っております。さっき提示しておりました1の写真の奥の白い建物が昔からある倉庫、蔵です。米とか農機具を保管する蔵ということで昔から建っている状況になっております。取得後の面積につきましては、佐伯地域の下限面積40a以上となっておりますので、周辺地域につきましても影響はないと思われまます。よろしくをお願いいたします。

議 長：ただいま3条の1番についての説明が終わりました。これより審議に入りたいと思います。挙手を持って質疑、意見等をお願いしたいと思います。どなたかございませんか。（異議なし、の声あり）異議なしの声が上がりましたので、それでは1番について承認される方の挙手をお願いします。（挙手多数）挙手多数ということで、許可いたしたいと思います。続きまして、

2 番の説明をお願いいたします。

事務局：3 条の 2 は、親族間によります贈与による所有権の移転となっております。申請農地につきましては、農業振興地域外の農地です。譲受人の方は、所有農地で米と野菜類を耕作しております。実際に今米の刈り取りの後になっております。農機具におきましても、農業経営に必要な農機具は所有しております。取得後につきましては、引き続き水田ということで、米を耕作するとのことです。取得後の面積につきましては、佐伯地域下限面積 40 a 以上となっております。周辺農地への影響も特に農業上の支障はないということです。推進委員からの意見書も問題ないという意見書をいただいております。よろしくをお願いいたします。

議長：2 番の説明が終わりました。これより審議に入りたいと思います。どなたかございませんか。2 番について承認される方の挙手をお願いいたします。（挙手多数）挙手多数ということで許可いたしたいと思います。続きまして 3 番の説明をお願いいたします。

事務局：3 条の 3 は、売買による所有権の移転ということで申請が出ております。申請農地につきましては、農業振興地域内の農地です。既に栗が耕作されております。フェンス等で囲っておりまして管理はされております。譲受人の方は、所有農地で、米と野菜類を耕作しております。農機具につきましても、農業経営に必要な農機具は保有しております。取得後につきましても、引き続きこの状態で栗を耕作していくということになっております。取得後の面積につきましては、宇目地域の下限面積 40 a 以上の面積保有となります。周辺地域への農業上の支障もないと思われれます。よろしくをお願いいたします。

議長：ただいま 3 条の 3 番についての説明がございました。これより審議に入りたいと思いますが、どなたか質疑、意見等ございましたら挙手を持ってお願いいたします。ないですか。それでは 3 番についての賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで許可いたしたいと思います。続きまして 4 番の説明をお願いいたします。

事務局：3 条の 4 番です。今回の申請は、親子間になりますけれども生前贈与ということで、申請が出ております。農地につきましては、農業振興地域内の農地です。譲受人世帯の所有農地で野菜類とシキミ、柿を耕作しております。農機具につきましても、農業経営に必要な農機具は十分保有しております。現地に行った時に草を刈った状態で今から準備をしている状況でございました。農地につきましては、この後、野菜類とかシキミ、又果樹類を耕作するというで聞いております。取得後の耕作面積につきましても、蒲江地域の下限面積 20 a を保有しております。周辺農地への農業上の支障も予想されません。推進委員さんからも問題ない旨の意見書はいただいております。以上です。よろしくをお願いいたします。

議長：ただいま 3 条の 4 番についての説明がございました。これより審議に入りたいと思いますが、どなたか質疑、意見等ございましたら挙手を持ってお願いいたします。（ありません、の声あり）ないとの意見がございましたので、これより 3 条の 4 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）挙手多数ということで 3 条の 4 番については許可したいというふうに思います。それでは 3 条の 5 番の説明をお願いいたします。

事務局：3条の5番です。売買による所有権の移転ということで申請が上がっております。申請農地は、譲受人の自宅の隣にございます。農業振興地域外の農地です。譲受人は現在所有農地でみかんを耕作しております。農機具におきましても、農業経営に必要な農機具は十分に保有しております。取得の農地につきましては、スライド見ていただければよろしいのですが、柿が植わっております。そのまま引き続き柿を耕作していくとのこととあります。耕作面積につきましても佐伯地域の下限面積40a以上保有となっております。周辺農地への農業上の支障もないものと思われまます。推進委員さんからも問題ない旨の意見書をいただいております。よろしく願いいたします。

議長：ただいま3条の5番について事務局より説明がございました。これより3条の5番について質疑、意見等求めたいと思いますが、どなたかございませんか。（ありません、の声あり）ないとの返事ですので、これより3条の5番について承認される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）挙手多数ということで承認したいというふうに思います。最後になります3条の6番についての説明をお願いします。

事務局：3条の6番です。今回売買による所有権の移転ということで申請が上がっております。申請農地は、譲受人の所有農地の近隣であります農業振興地域内の農地です。譲受人は所有農地の方で米と野菜類を耕作しております。農機具におきましても、農業経営に必要な農機具は保有しております。取得の農地につきましては、現在荒れた状態になっておりますが、整備をして野菜類を耕作していきたいとのこととあります。現況が田と畑になっておりますけれども実際には畑としての耕作ということで聞いております。耕作面積につきましても直川地域の下限面積40a以上を保有しております。周辺農地への農業上の支障も予想されません。推進委員さんからも問題ない旨の意見書をいただいております。よろしく願いいたします。

議長：3条の6番の説明が終わりました。ただいまから質疑、意見等を求めたいと思いますが、どなたかございませんか。はい、どうぞ。

16番委員：農業委員の河野周一ですが、ちょっと河川の土手のごと見えるから河川の方の用地かなと思っただけで違うんですか。

事務局：ゼンリンの地図を資料で添付しておりますが、川に近い所ではありますが、土手ではないです。

16番委員：わかりました。

議長：よろしいですか。他にございませんか。ないようですので、3条の6番についての賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）挙手多数ということで許可したいというふうに思います。3条申請のございました6件については、佐伯市農業委員会として許可したいというふうに思います。続きまして、第33号議案農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。それでは4条の1番から説明をお願いいたします。

事務局：4条の1番です。転用目的は一般住宅用地です。申請人は、昭和57年に住宅を建築した際に申請地の転用許可を得ないままに住宅敷地内として造成をしたということで、既に利用しており

ます。今回、始末書を添付しての申請になっております。農地は小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。周辺は全て住宅に囲まれております。工事は行いませんので周辺地域への影響もございません。水利権もございません。推進委員さんからも問題ない旨の意見書を添付いただいております。状況はスライドでご覧のとおりです。よろしく願いいたします。

議 長：ただいま4条の1番についての説明がございました。これより質疑、意見等求めたいと思えます。どなたかございませんか。それでは1番について、承認される方の挙手を求めたいと思えます。（挙手多数）承認多数ということで承認したいというふうに思えます。続きまして、2番の説明をお願いいたします。

事務局：4条の2です。今回、農地造成、嵩上げとして4条申請が出ております。スライドを見ていただければと思えます。2筆ではありますが、実際には高さが4段違う状況になっております。今回、農業効率を上げるということで嵩上げをして実際には4段あるのを2段にして、このスライドの分で左側の細長い分と奥の〇〇〇〇の〇番をまず同じ高さにして、下の段の左側2枚を同じ高さにするということです。嵩上げはしますけども、また田として利用するという事です。第2種農地ということでございます。周辺地域も田に囲まれております。特に嵩上げをして周辺農地に被害が行くという状況ではございません。以上です、よろしく願いいたします。

議 長：ただいま4条の2番の説明がございました。これより4条の2番について質疑、意見等を求めたいと思えますが、どなたかございませんか。（ありません、の声あり）ないとの意見ですので、4条の2番について、承認される方の挙手を求めたいと思えます。（挙手多数）承認多数ということで、承認したいというふうに思えます。それでは、3番について説明をお願いいたします。

事務局：4条の3番です。こちら農地造成ということで、4条申請が上がってきております。農地生産性小集団の第2種農地の田となっておりますが、現況茶畑として利用していた地域であります。申請地が洪水の際に冠水や土砂の流出などで耕作に支障をきたすということで周辺と同じ高さというか、今このスライドで左上の奥の農地1.6m程段差がございまして、その高さまで上げるという今回申請が上がってきております。農地造成後は茶畑ではなく柑橘類、果樹類を耕作したいということで計画は上がってきております。今回台風18号で、土砂が流されるまではいかなかったですけど、土に水が被った状態になったということでお話が上がっております。嵩上げにつきましても特に水利組合の方からも問題ないという意見書をいただいております。推進委員さんからも問題ない旨の意見書をいただいております。よろしく願いいたします。

議 長：ただいま4条の3番についての説明がございました。たぶんこの前後にもものすごく台風18号の被害があつてございます。その18号の影響を見て嵩上げを検討したんじゃないかなというふうに思えます。これより4条の3番について、質疑、意見等を求めたいと思えます。どなたかございませんか。（ありません、の声あり）ないとの意見がございましたので、これより4条の3番について、承認される方の挙手を求めたいと思えます。（挙手多数）挙手多数ということで承認したいというふうに思えます。続きまして、4番について説明をお願いいたします。

事務局：4条の4でございます。こちら嵩上げ、農地造成用地として転用申請が上がってきております。農地につきましては、農業振興地域内の農用地の畑となっております。今回嵩上げ後にハウスを設置してイチゴを栽培していく計画でございます。土砂につきましては、大分県佐伯土木事務所が行います河川改修工事及び道路事業で発生する掘削土を搬入する予定となっております。こちらは県の南部振興局の方からお話があった案件でもあります。周辺の内につきましても道路面よりも高くは行わないということで、影響はないと思われま。意見書は問題ない旨いただいております。よろしく願いいたします。

議長：4条の4番については私も以前に行ったことがございます。以前は、その今道路の端にずっと杉が並んでそこまで日当たりが良くなかったんですけども、すべて切り倒してもものすごく日当たりの良い状態になっておると思います。イチゴ栽培には最適かなというふうに思います。これより質疑に入りたいと思います。どなたか質疑、意見等ございましたらお願いいたします。（ありません、の声あり）ないとこの意見が上がりましたので、これより4条の4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）挙手多数ということで承認したいというふうに思います。続きまして、5番の説明をお願いいたします。

事務局：4条の5番について説明いたします。今回一般住宅用地として転用する計画です。農地につきましては生産性の低い第2種農地の登記地目田となっております。今回既に住宅の敷地の一部、入り口の状況となっております。今回右側に見えております建物が老朽化で建て直すということで、現状では接道が取れないということで、申請地も合わせて転用するというので今回上がってきています。手前の見えております砂利を既に敷いて進入路ということになっておりますので、始末書を添付いただいております。建物の母屋の部分につきましては、宅地になっております。周辺がゼンリンで見ただけだと特殊な形なんですけども、周辺が農地として残っております。工事においては、現況の高さのままということで、裏に畑っぽい部分は残っておりますが、こちら造成するというのでございます。推進委員さんからも問題ない旨の意見書をいただいております。よろしく願いいたします。

議長：ただいま4条の5番についての説明がございました。これより質疑に入りたいと思います。どなたか質疑、意見等ございましたら挙手を持ってお願いいたします。（ありません、の声あり）ないということですので、これより4条の5番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）挙手多数ということで承認したいというふうに思います。続きまして、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。

事務局：5条の1番について説明いたします。こちら過去2回転用許可が出ております、コスモタウンの所です。残りの1筆が出てきました。一般住宅用地としての計画で申請が上がってきております。農地につきましては、都市計画区域内の準工業地域に当たる農地で第3種農地であります。スライドで既に転用が出た所におきましては着工に入っております。今スライドで出ておりますが、手前の部分、こちら前回9月29日付けで許可が出ておりますが、今回の許可が下りて造成をまとめて行うということで、工事計画を聞いております。境界につきましてもコンクリート擁壁で影響がないようにするというのでございます。推進委員さんからも問題ない旨の意見書を添付いただいております。よろしく願いいたします。

議 長：ただいま5条の1番について説明がございました。これより審議に入りたいと思います。5条の1番について質疑、意見等ございましたらお願いいたします。（ありません、の声あり）ないとの意見がございましたので、これより5条の1番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）挙手多数ということで5条の1番について承認したいというふうに思います。続きまして2番の説明をお願いいたします。

事務局：5条の2番です。今回は事務所兼住宅用地として転用許可申請が上がってきております。農地につきましては、農業振興地域内の1種農地となっております。と申しますのがゼンリンを見ていただくと、道を挟んで右側、農用地の田となっております。こちらの広がり10ha以上でございます。それにその集団としてみなされております。1種農地という扱いになります。現況は既にスライドのとおり駐車場として利用されておりますので、始末書が添付されております。このまま現況で使うということで周辺の影響もないと思われま。担当推進委員さんからも許可相当ということで意見書はいただいております。こちら諮問会議に掛ける案件には成ります。よろしくお願いいたします。

議 長：ただいま5条の2番について説明がございました。これより審議に入りたいと思います。どなたか質疑、意見等ございましたらお願いいたします。ないですか。それでは5条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）挙手多数ということで承認したいというふうに思います。続きまして3番の説明をお願いいたします。

事務局：5条の3番について説明いたします。ゼンリンの方は先程の5条の1番の中に記載しております。5条の1の隣接地でございます。農地につきましては先程と一緒に、都市計画区域内準工業地域に指定されております第3種農地の畑です。一般住宅としての申請でございます。隣接地も宅地に囲まれておりますので、被害が生じる恐れもありません。担当の推進委員さんからも問題ない旨の意見書をいただいております。スライドの右側は許可が出て既に建築をしている宅地になります。よろしくお願いいたします。

議 長：5条の3番の説明が終わりました。どなたか質疑、意見等ございましたらお願いします。ございませんか。それでは5条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）挙手多数ということで、5条の3番については承認したいというふうに思います。続きまして4番の説明をお願いいたします。

事務局：5条の4番について、一般住宅用地として転用の申請が上がってきております。農地につきましては、ゼンリン見ていただいてもわかりにくいとは思いますが、こちら第1種農地の畑となっております。と申しますのが、この地域一帯、木立の集落が点在はしておりますが、間、間に農地がございまして、これの広がり10ha ございますので、農地としては第1種農地の取扱いとなっております。現況が既に少し高い状況になっておりまして、周辺も石垣等で囲まれております。現況で特に盛り土もしなくてこのまま使うということなので、周辺地域への影響もないと思われま。担当の推進委員さんからも問題ない旨の意見書をいただいております。よろしくお願いいたします。

議 長：5条の4番についての説明が終わりました。これより審議に入りたいと思います。5条の4番について、質疑、意見等ございましたらお願いいたします。ないですか。たぶん1種農地なんですけども、これは集落接続でいけるとおもいます。別に問題ないと思います。よろしくお願ひします。それでは、賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数) 挙手多数ということで、承認したいというふうにおもいます。続きまして5番の説明をお願いいたします。

事務局：5条の5番について説明いたします。一般住宅用地として転用の申請が出ております。ゼンリンとスライドをご覧いただきたいんですが、奥に映っております家です。本来はこちらを建て替えるということでの当初計画でございましたが、すぐ後ろが急傾斜地の指定があるということで、万一のことを考え、家を手前に出したいということで今回申請が上がってきております。農地としましては、2種農地に該当します。ゼンリンを見ていただいて前に道というか、コミュニティバスが走る道になっています。その道から向かい側は農用地にはなっております。ここは農用地の指定は外れております。広がりはこの一団が10haはございませんので、2種農地という取扱ひでございます。盛り土せず現状のまま使うということで、周辺への影響もないということです。担当の推進委員さんからも問題ない旨の意見書はいただいております。よろしくお願ひいたします。

議 長：ただいま5条の5番について説明がございました。5条の5番についてどなたか質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願ひします。ないとの意見が上がりましたので、これより5条の5番について承認される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数) 挙手多数ということで、5条の5番については承認したいというふうにおもいます。農地法第4条の許可申請5件、農地法第5条の許可申請5件については多数の意見を付して県に進達したいというふうにおもいます。事務局、このまま進めますか。

事務局：どうでしょうか、5条の6の取り下げの経緯は説明した方がよろしいでしょうか。スライドは準備していませんが、お手元のゼンリンの地図で3条の5番の地図をお開きいただきたいんですが、今回の5条の6番で上がっておりました土地というのが、ちょうど3条の5の少し右斜め上に果樹のマークがついているとおもいますが、場所としてはここになります。前回上の部分が3条申請許可が出たところではあります。農地としましては、都市計画区域内の第3種農地ということになっておりますが、問題になっておりますのが、農地としては問題はないのですが、建築基準法の関係で川沿いの道、こちらが建築基準法に規定する道の幅がございません。狭い道ということで、建築確認が下りないということで取り下げということになりました。

議 長：以前建物を建てる時には4m以上確保しなさいというふうになってございます。4m未満ということで建築基準法に当たらないということで取り下げになったということでございます。よろしいですか。それではここで5分間の休憩を挟みたいというふうにおもいます。

(5分休憩)

議 長：それではこれより再開したいと思います。着席お願ひいたします。それでは、その他の農用地利用集積計画(案)についてを議題といたします。農林課より説明をお願いいたします。

農 林 課：みなさんこんにちは、農林課の児玉です。よろしくお願いいいたします。前回の定例会でお願いしておりました利用権の新規掘り起こしと再設定について取りまとめいただいたものを農用地利用集積計画（案）として作成いたしましたので審議をお願いいたします。今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は 24 件となっています。お手元の農用地利用集積計画（案）の表紙をめくっていただきまして一覧表をご覧ください。契約期間ごとの合計を読み上げます。契約期間 2 年、2 筆、4,030 m²、契約期間 3 年、2 筆、2,050 m²、契約期間 5 年、12 筆、13,589 m²、契約期間 8 年、2 筆、1,486 m²、契約期間 10 年、6 筆、14,344 m²、これらを合計すると 24 筆で 35,499 m²となっています。なお、各契約の詳細につきましては次ページ以降に掲載していますので御確認をお願いいたします。利用権の設定等を受ける者が公社の分につきましては、農地中間管理事業を通しておりますので、後程農用地利用配分計画（案）の方で説明がございます。以上の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると思われまますので、御審議の程よろしくお願いいいたします。

議 長：ただいま農林課より説明がございました。これより質疑、意見等求めたいと思います。どなたかございませんか。それでは農用地利用集積計画（案）について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで、承認貸したいというふうに思います。

事 務 局：会長。

議 長：はい、どうぞ。

事 務 局：補足と申しますか、今後ちょっと変わったことというか、利用権の設定をする際に、主に新規になるかと思いますが、農地利用の最適化の一環でもございますが、新規で農業委員さん若しくは推進委員さんが、受け手、出し手の間に入ってあっせん等していただいた場合には、署名をいただくような形を取りたいと思っておりますので、その時は個別に農林課又は農業委員会の方から署名をお願いしますと話を言いますのでよろしくお願いいしたいと思っております。

議 長：これについては、更新される方は必要ないと思うんですよ、ずっとそれについてやってきてございますので、ただ新規の場合、農業委員さん、推進委員さんが入った場合、農地の出し手については、経営転換協力金とか耕作者収益協力金とかいうのが出る可能性がございます。出ない時もあります。できるだけ農地の出し手の方に少しでも還元できるような状態をするためには農業委員さんや推進委員さんが絡んでますという証明の印鑑が必要になってきます。その時は新規の時の方が多いと思いますので、その時はよろしくお願いいしたいというふうに思います。はい、どうぞ。

12 番委員：12 番委員の吉良です。今、利用権の設定の件が話に出まして、それを私も遊休農地の件で進めて所有者の方にお願いいしたという経緯があります。今、この件を出していいのかな。佐伯市さんから利用権設定の用紙をいただいています。農地を持たれている方は、この契約書の内容だけでは不安なんです。というのは、昔の古い農地法の収用とかそういうのが不安なお年寄りもいます。利用権を設定したら取られるんじゃないかというような極端な言い方をすればそのぐらいの不安を持ったようなお年寄りもおります。利用権設定が進まない原因はひとつはその辺ではないかなということで前から感じております。今回世話した、そういうことではないで

すよということをごく説明して、じゃあこの用紙の中に不安であれば書き添えてください、書きましょうということで私内容を2年後にとか1年後に権利者の方から返還要望があれば無条件で返しますとか、そういう項目を入れたらどうですかと、入れましょうというような話をした時と、納得して今回貸すようになりました。ですから、この様式をもう少しそういう文書を入れたような貸し手が不安にならないような内容を付け加えて作成していただきたいというのがひとつあります。その辺いかがでしょうか。

議 長：児玉君いいかな、説明。このフォーマットの中にちゃんと相互の確認の上とかいろいろ書かれてございます。私も十何枚書いていますけども、以前農業委員さんをずっとしている方はわかっていると思いますけれども、疋田洋さんという農業委員さんがおりました。その方がものすごく私に説明をした時にすごく納得したんです。これは相互の確認の上でやらないとこれは絶対進まないなという説明をちゃんとしてくれました。農業委員さんが中に入った時にそこまで説明してほしいんですよ。本来は、今、言われたようにそのフォーマットの中にも記載してあります、たぶん記入する裏側に書いてありますので、そこをまず詳しく理解してそれから農業委員さんが説明して、中に入って、そういう状態で進めてほしいなというふうに思いますが、事務局何かありますか。児玉くん。

農 林 課：先程、会長が言われたように契約書の裏に目的物の返還という所に利用権の存続期間が満了した時は、借り手は満了の日から20日以内に貸し手の方に対して目的物を現状に回復して返還するという文章が記載されているんですけども。

12番委員：その所もちゃんと説明しました。それでもまだ不安ということで、再度私が作った文書の中で、貸し手の都合により、3年以内に返還を求めた場合は、もう少し詳しく説明します。今非常に土地が荒れています。その土地を周辺が困るので貸してあげてくださいねと言ったところ、貸し手の方は不安でした。なかなかうんと言いません。じゃあ、こういう条件でどうですか。まず、今の荒れた土地を開墾しましょうと、開墾しました。ただし、それをすぐ返してしれと言ったら、今度3年以内に返してくださいねと言った場合には、整地料として3万円出してくださいと、貸し手が都合で来年返してください、じゃあ整地したんだから3万円ぐらいは挙げてくださいねと、そういう文書を入れました。わかりますか、そこまでは、5年以上経った場合には無条件で返還しますよと、その条件付きです。一切の補償もしないでいいですよと、そういう文書をここに入れました。そしたら相手方が納得しました。ですから、ここの返還の条件の中で、まだこれでは不十分だと言いたいのは、貸し手の場合は、その辺の所も細かく入れておかないと、農業者はある程度わかると思います。でも都会に住んでる人は、その辺の細かいことわかりません。ひょっとしたらそのまま取られるんじゃないですかと。返す時には高額な補償費を取られるんじゃないんですかというような不安があつては私はおそらく貸さなと思います。この件もそうでした。それを何回か電話でして、相手方に説得して、最終的には私がこういう文章を入れたらどうですかという話をして、場合によっては私が立会しましょうと、そこまでいって相手に了解していただきました。確かにこの裏側にあります。でもこれで十分ですかということになったら私がいちゃもんつけろうと思ったらつけれます。これクレームつけて、この件で契約できませんよという話になってくる。契約書じゃないけども相手を不安を解消させるためにはもう少し内容を書いてくださいねという、変更していただいたらどうですかということです。

6 番委員：吉良さんのお作りなされた文章はとても大切なことだと思いますし、中に入る農業委員としては、本当にやらなければいけないことだと改めて思いましたが、市役所の用紙を使うということは、責任問題において立会に入るのは吉良さんだけでなく市役所の方も入っていただかないと用紙を改めるということは、市役所御存じだったんですか。付け加えてそれが締結したというか、そういう場合は市役所と一緒にその用紙を作りかえるということをしないと、ちょっとまずいんじゃないんですかと思いましたけど。

12 番委員：私、市役所の佐伯市さんの立場は保証人ぐらいの重さになるとは思いません。例えば当方でもんだ場合に佐伯市さんがとことん保証人になって、損害賠償を佐伯市さんが持とうという形までは望んでおりません。ただ、貸主は不安を少しでも解消させるためにはこういう文章も必要かなということで、横に相手方にじゃあお宅はどういうふうにしたらいいですか、書いてくださいとここに書かせました。そして私が確認して良いんじゃないですかと、もちろん書くまでには私がアドバイスしました。貸すためには、お宅が不安な部分を解消したらどうですかということで書かせて利用権設定ができました。佐伯市さんが承認したとかするという話ではなくて、これは地主さんとこれでいいですかという話をした。佐伯市さんは責任がどうのこうのということにはならないと思うんだけど、ただ利用権設定を進める上ではそういう様式も考えていくべきではないかというのが私の意見です。

農 林 課：すいません、農林課の水田畜産係の下川です。お世話になります。今、吉良委員さんもお話しをされてるんですけども、これの共通事項の一番最後の所にその他ということで、疑義が生じた時は甲、乙及び市町村が協議して定めるというふうになっております。ですからそういった案件がある場合は、お互いに協議をして覚書を裏に添付をする形で対応ができればいいのかなというふうに思っております。中間管理事業を通す際もやはり細かい所まで書いてないので、こちらの方についても双方の中で不安のある分については、これまでも何度か覚書のような形で中間管理機構の方には行かないけど、うちの方と貸主と借りる方でそういった裏で覚書を付けて契約を交わしているという部分がありますので、この中にそのまま書きこむということよりは、別添を添付をしてお互いに約束しましたねという部分を付け加えた方がいいのかなというふうに思っています。

12 番委員：別に別添で、別途覚書を付けるということで、その所に利用権設定用紙の後ろの方にそういう契約をするということを書き添えて別に作って出せばいいという話ですね。

農 林 課：その方がいいのかなと思っています。私も担当係ではないので、帰って総括の方には説明をさせていただいてまた回答はしたいと思います。

12 番委員：私はこれだけの用紙ですと、まず相手に不安を解消してあげると、そういう手続きを踏めば利用権設定も、もっとたくさん上がってくるのかなということで意見を出しました。だけど、またそういう方法もあると思います。方法はいくらかでもあると思います。ただ、利用権があまり進まないというのはその辺の所にネックがあって、じゃあ進めるためにはどうしたらいいんですかという手法を提案したような形で理解していただければいいと思います。

議 長：よろしいですかね。一応このフォーマットも公文書になります。書き添えたものを流通していくというのは公文書偽造になりますので、先程言ったような別紙、別添で添付したほうがいいかと思います。

12 番委員：公文書偽造になるん。

議 長：なります。それを流通させれば。

12 番委員：直接は悪いということ。

議 長：それは無効でしょ。

12 番委員：この中に十分な契約が入ってないから、こういうふうに書いてしたんです。

議 長：その契約の時に3年後何とかかんとかという状態で、それを付け加えた状態で、貸借をするということではできませんので、先程言ったように別添でやりなさいと。それに付け加えて流通させる状態というのは公文書偽造になります。

12 番委員：じゃあ会長、この用紙は公文書ということやな。

議 長：公文書です。

12 番委員：その文書に書き添えるというのは偽造ということ。

6 番委員：もしかして、その場に市役所の方がいらっしゃったら、それで納得すればいいかなと思うんですけど、市役所の方がいない前でそれをやっちゃうと、ちょっとまずいかなと私はちらっと思いましたので、市役所の方がいる場合にそれぞれが利用権設定の用紙に書き添えるということは構わないかもしれませんが、いない場合。

12 番委員：市役所にこう書き加えると相談しました。

議 長：その内容によると思いますけれども、そういう状態を書いて市役所さんの許可を得ない限りは勝手に双方、甲、乙がそういう状態で動くというふうになればそれこそ偽造になります。だから先程言ったように甲、乙、また市役所が入った中での協議については全てスルーすると思うんです。

農 林 課：今、吉良委員さんの件については、市役所の方にこういった内容で、この中に書かれていることだけでは不十分なので手書きで付けたしをしますということでお話しがありました。窓口に来て。その時に担当の方もいて一緒にこういう内容でやるんですねということでもわかりましたと返事を差し上げてるので、この分については市役所も同意の上で書いているということになっていると思います。

12 番委員：今回は偽造にあたらぬということですね。

議 長：最後に書かれていた甲と乙、出し手、借り手、そして行政と3者の承認ですから全然それは構わないと思います。勝手に甲、乙じゃなくて、農業委員が入って、お前たち借りやすい条件をここに付け加えるわいという状態で流していくとそれは偽造になります。はい、どうぞ。

佐伯8区推進委員：推進委員の小川と言いますが、先程公文書偽造という大げさな言葉が出たようにあるんですが、それって印鑑とかをおしてなくても公文書偽造になるんですか。例えば公文書なんかだったら印鑑を押して何字挿入というような形を取ると思うんです。それは普通にただ付け足して書いてだけでも公文書偽造という形になるんでしょうか。今後我々もそういうことがあったら困るんで。

議 長：今、印鑑という話しがございました。貸し手、借り手、最終的には担当が印鑑をつくようになっています。それをついた中で行政が知らない状態で流通させるということになれば、話は別かと思ひます。

佐伯8区推進委員：印鑑というのが公文書の場合は別の項目外の所に何字抹消とか、何字挿入とかいう形で押すんじゃないんですかね。

事務局：会長、いいですか。今公文書偽造のことが議題になっておりますけど、恐らくですね偽造になるかどうかというのは裁判でないと決着がつかない場合が多いんじゃないかと思ひますので、是非そういった案があったら市役所の担当課と協議しながら是非進めていっていただきたいと思ひます。この場でこれを黒、白というのはなかなか難しい案件だと思ひます。

10 番委員：10 番の御手洗です。蛇足ですけど、さっきの吉良委員がおっしゃったことですね、まさにうちの爺さんが10年ぐらい前に亡くなったんですけども、亡くなる何年か前に利用権設定で貸した土地を全部返してもらったんですよ、強制的に。何でかと言ったら、やっぱり取られるかもしれないと思ったとまさに同じことを言ったんですよ。やっぱりこの文書がおっしゃるように細かく書いてるんですけど、何かやっぱりわからない人から見たらうさんくさい。中に農業委員会が入ってれば問題ないんだけど、入ってない場合がほとんどだと思ひますね。例えばどっかの会社の人なんか、農業法人とかはどうなんかわからんけど、知らん人が来てからこれを契約してくれとか言われたら、やっぱりちょっと怪しいと思ひますよね、年寄りの人は。結構そういうのは意外と私の身近にもおったしあると思ひます。公文書の偽造とか何とかって言うんだったらもうここに所有権は移動することはありませんと大きく書いた方がいいんじゃないかと吉良委員が言うようにですね、目立つように。書かんでもわかるやろと確かに言うかもしれないけどやっぱり不安なんですよ、年寄りは。利用権を設定するものであって、所有権を決めるものではありませんというようにしたら良いんじゃないかという意見です。

議 長：そこのところを含めた中で今後農林課の方で協議していただきたいというふうに思ひます。よろしいですかね。

12 番委員：ちょっともう一点。これを公文書とするのであれば佐伯市発行何とか何とかという文字が全然

ないんよ。公文書ですかということもわからんのよ。何にも入っとらんわけよ。だから、これ佐伯市の農林課の発行の原文ですというような用紙であれば公文書とも言えるんだけど、これ公文書と言えるんですかというところが、その辺が不安になる。

議 長：そういうところも含めて、今後協議してもらいたいというふうに思います。よろしいですか。

事務局：最後に一言。私が今回この新規等で契約が成立した場合は農業委員さん、推進委員さんが関わった場合は署名をいただくよう、農林課若しくは農業委員会からお知らせしますというようなことを言いましたけど、わからない場合等も多いと思いますので、農業委員さん、推進委員さんの方から自ら言っていただくことも追加したいと思いますので様式もあつせん農業委員、推進委員という欄を設けておりますので、また農林課の方から新しい様式があると思いますのでお願いします。

議 長：続いてまいりたいと思います。その他の農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。農林課説明をお願いいたします。

農林課：それでは、水田畜産係の下川です。よろしく申し上げます。皆様のお手元に配布をしております資料、農用地利用配分計画（案）に沿って説明をさせていただきます。資料表紙の裏側が集計表になっておりますのでご覧ください。今月の案件は、平成30年1月1日開始分です。契約期間5年の田、11筆、面積11,659㎡。契約期間7年11ヶ月の田、4筆、面積3,469㎡。4筆の内2筆、1,983㎡につきましては、農事組合法人が平成27年12月から契約をして耕作をしておりますが、隣の2筆を借りる新規就農者の方からニラ栽培を始めるということで、隣接する2筆の農地も借り受けたいという申し入れが農事組合法人の方にありました。農事組合法人としても新規就農者が入るということで、そういうことであればということになりました。新規就農者の方に貸すという手続きのために一度農事組合法人との契約を解約をしまして、新たに新規就農者と契約をするというものであります。このため、契約期間につきましては、前に借りておりました農事組合法人が10年で契約をしておりましたが、残りの期間があと7年11ヶ月あるということで期間は7年11ヶ月ということになっております。それから残り2筆、面積1,486㎡につきましては、今回初めて新規就農者の方が農地中間管理機構を通しての契約ということになりますが、契約期間につきましては、先程説明をいたしました2筆の契約期間に合わせるということで7年11ヶ月となっております。それから最後に、契約期間10年の田、5筆、面積13,770㎡。今月の合計は、20筆で、28,898㎡となっております。ということで、先程説明をしました集積計画とは2筆ずれが生じるということになっております。詳細につきましては、2枚目から借受者氏名、土地所有者氏名、農地情報等記載をしております農用地貸付調書を添付しておりますので各自御確認いただきたいと思います。簡単ですが以上で説明は終わりますので御審議の程よろしくをお願いいたします。

事務局：よろしいでしょうか。意見の聴取につきまして、担当の推進委員さんからも問題ない旨の意見をいただいておりますので報告いたします。

議 長：ただいま農林課及び事務局の方から説明がございました。これより質疑、意見等求めたいと思います。どなたかございませんか。ないようですので、農用地利用配分計画（案）について、

賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数) 挙手多数ということで承認したいというふうに思います。続きまして、非農地証明願についてを議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。

事務局：こんにちは。私の方から非農地証明願について説明をさせていただきます。まず現地ですけども、10月26日に担当区の白田推進委員さんと私ども2名で実施をいたしました。委員の皆さんには、土地の表示をはじめ、詳細についてはお手元に配布の議案書及び添付書類を見ていただきたいと思います。申請地ですけどもゼンリンの地図をお渡ししておるように上浦地区公民館を左折をしまして市道を500m地点を右手に行って山なりにずっと行くと約1kmぐらいに橋が架かってます。その橋梁の左右が現地でございます。今スクリーンの方に映し出されておりますが、ゼンリンの地図と合わせて見ていただきたいんですが、白田委員さんが〇〇〇〇番地〇に現状は立っております。図面の要は川が流れているんですが、現状の川は白田委員さんよりもっと後ろが川です。よって、現地の方は〇〇〇〇番〇は殆ど流失しておるとというのが状況です。一部上流に若干残ってますが、白田委員さんがおられる所が現地、あれから右が現地で隣接の左手に石垣が見えますが、あれは隣の隣接地の山林がくえておって実際の現地は川の所が現地という所です。あと〇〇〇〇番〇については、橋を挟んで左右に用地があります。これが1265番6です。ここについても、先般の9月17日の台風18号で多く土地に土石流が入り一部流失も見られております。今回の非農地についての2筆の状況はこのような状況で、今後について耕作をすることは非常に厳しいと、出来ないというのが現地の状況でございます。よって、非農地証明書発行基準の中に災害で非農地化をし、農地の復旧が困難な土地ということに該当しようかというふうに思いますので、委員の皆さんには慎重審議のうえ、御承認をいただければというふうに思います。

議長：事務局以上ですか。川の無い所に川が出来たという話なんですけれども、ただいま非農地の1番についての説明がございました。どなたか質疑、意見等ございましたらお願いいたします。ないですか。非農地の1番についての賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数) 賛成される方多数ということで承認したいというふうに思います。続いて2番の説明をお願いします。

事務局：次に非農地証明願の2番の説明なんですが、引き続きスクリーンの上部に書いておりますように、非農地証明願の3番、4番と出てます。同一場所になりますので、説明については一括してさせていただければというふうに思います。当該地の調査については10月27日に、ここは宮脇委員と私どもの方で現地の調査をしました。係る資料については、お手元に配布の資料を見ていただければと思いますが、海崎方面の二栄地区の二栄のバス停です。ここを左折し、ゼンリンの地図を見ればおわかりのとおり、ひたすら市道を上り、交差点から約600mぐらいに広域農道が通っているんです。広域農道を過ぎて100mぐらいです。林道の右下が現地でございます。ゼンリンの地図の方については、非農地証明願の2番、3番、4番とそれぞれ番地を含め、色を変えて表示をしておりますので、おわかりいただけるかと思います。現地の状況ですが、スクリーンを見ておわかりのとおり、ここは周辺を含め一帯が完全に山林化しております。ただ宮脇委員さんが立たれている所が平場があるので、これはなんぞやというふうに見られるかというふうに思いますが、この所については、今回上がっている用地と林道の間、昨年の5月でございますが、農業委員の皆様方から非農地の証明をいただいた案件が2筆ござ

います。その2筆について既に土砂を流入をしておりますので、今回の現地がその昨年の5月の非農地証明を出した下の部分です。それが今回出ておる部分ですが、耕作放棄等の理由につきましては、大きくは後継者がいないと、担い手がないというのが理由でございます。加えてここに係る土地については不整形地で1筆当たりの面積が非常に狭いといったことから農業効率が悪く、地権者の皆様方には大体同時期に耕作を放棄したというふうに伺っております。放棄時期については、昭和48年当時ということのようでございます。以上のことから、非農地証明願の4項目めでございますが、森林の様相を呈しておると農地に復元することは物理的に条件整備が非常に困難であるということに該当しようというふうに思いますので、委員の皆様さんには慎重審議のうえ、御承認をいただければというふうに思います。

議 長：ただいま非農地願いの2番、3番、4番についての説明がございました。これより審議に入りたいと思います。どなたか質疑、意見等ございましたらお願いいたします。それでは非農地2番、3番、4番について一括、賛成される方の承認を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで承認したいというふうに思います。続きまして報告及び連絡事項の方に入りたいと思います。事務局お願いいたします。

事務局：それでは、報告及び連絡事項ということで（1）から（4）まで一括して御説明したいと思います。まず、（1）議会との意見交換会の開催についてということで、11月24日金曜日に午後2時からというふう書いております。対象は、推進委員さんには申し訳ないんですけども、農業委員と議会との意見交換会ということになっておりますので、推進委員さんの方には御案内を差し上げておりません。農業委員さんの方には御案内文をお渡ししておりますが、13時に集合、開催は2時からですけども、1時に集合していただいて会長の方から会議に際しての確認事項を整理したいということでございますので、11月24日1時に大会議室の方にお集まりお願いいたします。続きまして（2）忘年会についてでございます。これは、農業委員さん、推進委員さん全員対象でございます。12月1日の次回の総会終了後に午後6時からひょうたん小路で4,000円の会費で行います。会費については積立の方から賄いますので出欠の報告を事務局の方までお願いします。続きまして（3）平成30年度の佐伯市農政施策に関する要望・提言書の市長への提出についてということで、前回の農業委員会総会で、農業委員さん、推進委員さんから承認していただきました農政施策の要望・提言書を11月7日火曜日13時30分から運営委員会7名で市長の方に要望活動を行います。御案内を対象者の方には、運営委員さんには差し上げておりますのでどうぞよろしく申し上げます。続きまして（4）農地利用意向調査の説明会についてということで、8月9日に農地利用状況調査をしていただいた、青と緑判定の農地を持っている方について意向調査を行わなければならないと法的に決まっておることと今日の1時からセミナーの中で個別に集積をしなさいということの一環にも含めるような形になるのかなと思っておりますけども、このことはまた後で協議するようになると思いますが、説明会をなるべく早い時期にしたいと思いますが、11月中に全員集めてか、若しくは個別にこの間会長、副会長に一任していただいた農業委員と推進委員のペアですね、それも含めて一任していただいておりますので、決定したら個別にお呼びして説明をするか、どちらか今検討しておりますので、また別にお知らせしたいと思っております。

議 長：ただいま報告及び連絡事項の説明がございました。どなたか、はい。

12 番委員：この席で質問にしていかが、意見として出していいか、ちょっと不明な点があるので、その他がないのであえてこの席で出させていただきます。3 番目の佐伯市農政施策に関する要望・提言書の市長への提出の件ですけれども、前回の総会で提案されました。私が思うところ、今までより良いのが出来たと内心はあります。ただ、提案の仕方、あれだけの用紙を1年間の佐伯市の農業の取り組みの基本です。それをあの会議の後5分程度で事務局が読み上げてどうですかと言われて意見を言う気持ちもあったんですけど、あえて控えさせていただきましたあの時言うのが、もうみなさん疲れて議論する余地もないやと、一番最後になって、だからああいう大事なものは、事務局の方が先に郵送でもしていただいて、今後提案しますよというぐらいのことをしていただいたほうが良かったんじゃないかと私は思っています。委員会の運営委員会、それはそれなりに、これまでの運営委員会は、農業委員会は変な議論ばかりと言ったら悪いんですけど、あまり効率的な農業委員会ではなかったかなと私も思ったところもあります。でも、これだけ17人になったらそれなりに効率的に良く運営していくということで、期待も持つとるんですけど、運営委員会のあり方が、運営委員会で決めましたよと言うんじゃないかとやっぱりこれどうですかと議論する場ですよ、議論の提案をする内容を年間1番大事なものをあの席で終わりの方で5分程で意見ありませんかと言われてもちょっと私はいかかなものかなと思いました。せめて一週間前に、こういう提案をしますよと、あの大事なものはそういう配慮があっただいた方がいんじゃないかなという思いがしておりますので、今後運営委員会で決めたこと、1たす1はどうですかということはいいです。でも、ああいうふうなものについては、もう少し事前に運営委員会はこういう案が出ました。皆さん次の時に意見を出すように準備しとってくださいということが欲しかったなという気がしております。そういうことで会長よろしくをお願いします。

議長：運営委員会は、決定機関じゃございませんので、この委員会が決定期間です。運営委員会については、相当な議論をやっています。市長への要望・提言については、皆さんに議案書と共に送付はしてないんですかね。

事務局：今回は指針だけしか送ってなかったんで、来年からはそうしたいと思います。

議長：それは大変申し訳ありません。次回からは皆さんに議案と共に送付するようにして、皆さんにちゃんと目をとおせるような時間を持ちたいというふうに思います。申し訳ございませんでした。そういうことで、出来る限り、少数の農業委員会の運営が活性化、そして効率よく進めるような状態でもっていきたいと思います。運営委員会もいろんな状態で皆さんの先を見ながら活動しておりますので、頑張っていると私は自負しております。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。他にございませんか。はい。

13 番委員：農業委員の工藤です。今の話の中、ちょっと違うですけど、3条、4条、5条の中で始末書というのがありますね、あれがちょっとよく理解できないんですけども、始末書を書いてその結果どうなるんですか、例えば同じ人がまた出した時に、その始末書があるともうだめだとか、ただ書けば何回でも通るとか、始末書の位置付けというのが今一つわからないんですけども。もう一つは、そういう状態がずっと長く続いとるのでそれを見過ごした市とか農業委員とか、そっちの方も始末書を出さんといけないというような感じがするんですけども、本人が1回始

末書を出した後の次にあった時はどうなるんですか。そんなんがあるんですか。

議長：今の始末書については、農地法が制定される前の始末書です。こういうのが多分にまだあります。今出してこられる方については、今後始末書が出ないような状態では指導しています。とにかく今の段階は、こういう膿をすべて出してしまおうやという思いであります。とにかく出してこない始末書というのもなくならないのが現状です。それと、あと課税課とのやり取りもやっていきたいなど。農地の中に住宅を建てている所は多分にあります。そういう所もちゃんと整合性が取れる状態で今後もって行って、今後は始末書が出ない状態にもっていきたくて思っています。それも事務局とも話していますので、出てくる始末書については、それ以前のものというふうに理解していただきたいなというふうに思います。

事務局：始末書につきましては、以前も説明させていただきましたけど、どうしても復元できない状況で、ある意味仕方ないなというところでの添付書類の一環と、一応文言の中にはもう二度としませんという形で書いております。調査していく中で、明らかに悪質な、わかってやったというのが判明しとるのであれば、そこは恐らく県の方から現状復帰命令が出たうえでないと許可が出ないとか、今後個人でなかなか連続して転用が出てくるという状況も少ないですけども例えば事業所とかで出てくる場合は、今後改善するまで許可は出さないとかいう措置、過去の農業委員会でも完了してない状況で出てくるから出てないという状況もございましたけど、そういう形で何らかの措置はあると思います。

13番委員：もう一個疑問なのは国土調査の時に調べて私の所がそうだったんですけども農地に掘建小屋みたいなものを建てとったんですが、そしたらそれは強制的に宅地に変わったんですけど、そうはならないんですか。

事務局：国調で無断転用、違反転用で現況が変わっている場合は、国調で地目が変わる条件の方が強いので農地法より上の案件で現況で見られる形になりますので、もちろんその時点で恐らく小屋を建てとれば壊して、また更地にするというとなれば畑とかになるとは思いますけど、建ったままであれば山林とは宅地現況ではされると聞いております。

13番委員：変わっているはずなのに、何で農業委員会が農地で扱うんかということが、家が建っているのに、どっかで合っていない。国土調査で変わっているはずなのに。

事務局長：国土調査が入る前にそういうふうになつてれば、国土調査の時に変わります。国土調査後にそういうふうで建てたとかそういうことになれば、もう国土調査が終わっているんで、農地法が係ってくるようなことになると思います。その後、もう一つ、農用地については、国土調査でも地目変更はいたしません。そういうことでございます。

13番委員：何十年前からというんがあるじゃないですか。農地になつとって始末書が付いたやつが、そんな時は国土調査が一回入つとるんじゃないか。

事務局長：入っていれば国土調査の現況で恐らく変えていると思います。変わってないという所が恐らく調査が終わった後に出来たんじゃないかと私はそう思っております。

13 番委員：最近の国土調査はいつ頃あったのかな。

事務局長：合併する前から、昭和 30 年代から国土調査をしとる所もありますし、佐伯みたいに平成 5 年から国土調査に入った所もあるので、年代が前後しますので、その辺は国土調査期間等を見らんと農地が宅地に変わっているとか宅地が農地に変わってたとかいうのがちょっとうちの方では把握できません。事務局の方も受付する際にはそこらのことは注意して現状対応している状況ですけども足りない部分等がございましたら、農業委員さんと協議したいと思います。

13 番委員：国土調査で変わったやつが農地台帳が変わってないということはない。地目が変わったとしてもこともある。

事務局：農地台帳でも管理はしておりますが、国土調査で変わった分は 100%反映されてないこともあります。一応確認はして全部事項証明は付けていただいたりはしていますので、その段階で初めてわかったりする場合もございます。本来は 100%合わせておかなければいけないところではあるんですけども、どうしてもずれが生じているところはございます。今回出た案件で青山なんかは国土調査が入った後である状態になったということで、木立はまだ今回出た所は入っていない所での案件になっております。

議長：旧市内はまだまだ国土調査は入っていないということ、あと各旧郡部に関しては、殆ど終わりますので、そういうことも頭に置いておいてほしいなというふうに思います。他にございませんか。ないようでしたら、報告及び連絡事項についてはこれで打ち切りたいというふうに思います。

事務局長：それでは、本日の議題を終了いたします。次回の開催日は 12 月 1 日金曜日になりますが、同じくこく第 2 委員会室で開催します。時間については、忘年会の関係で申請案件等の数にもよりますが、時間については、若干繰り下げることあるかと思えます。いつも 2 時からしておりますが、3 時になるとかあると思えますので、お手紙の方で中に入れて発送したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。それでは閉会の挨拶を副会長お願いします。

17 番委員：これもちまして、平成 29 年第 11 回佐伯市農業委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

(15 時 47 分閉会)